主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人野町康正の上告趣意第一点について。

被告人は、進駐軍の財産に属する煙草を所持することの禁ぜられていることは知っていたが、その禁令によって定められた刑罰の種類について錯誤があったと主張するのであるが、かりに、右のごとき事実があったとしても、刑法第三八条第二項の規定は犯罪の構成要件たる事実の認識について錯誤のあった場合の規定であって、所論のごとき法定刑の種類について錯誤があったというに過ぎない場合に適用を見るべき規定でない。また、右のごとき錯誤の主張はもとより旧刑事訴訟法第三六〇条第二項にいわゆる「法律上犯罪ノ成立ヲ阻却スヘキ事由又八刑ノ加重減免ノ原由タル事実ノ主張」にあたらないのであるから原判決がこれに対して特に、何等の判断を示していないとしても、所論のごとき違法ありとはいえない。

同第二点について。

原判決は、「連合国占領軍の財産である煙草」と判示しているのであつて、本政令第一条第一項違反の罪の判示として、これで十分である。特に、その煙草に付せられた名称を判決に掲示する必要はない。

同第三点について。

原審第二回公判調書には、「上訴期間と上訴申立書を差出す裁判所を告知した」 との記載があり、これによれば、同裁判所が旧刑事訴訟法第三六九条に従い、被告 人に対し、具体的に、上訴期間は何日であるか、上訴申立書は、どこの裁判所に差 出すべきかを告知した事実をうかがうことができるのであるから、右告知の手続に、 所論のような違法はない。論旨は理由がない。

よつて、刑訴施行法第二条、旧刑訴第四四六条に従い主文のごとく判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官 茂見義勝関与

昭和二四年四月一六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎